

## 職員団体(全労働省労働組合秋田支部)交渉議事概要

秋田労働局長(当局)は、令和2年7月10日午後5時30分から全労働省労働組合秋田支部執行委員長(全労働秋田支部)と交渉を行いました。

この交渉の概要は以下のとおりです。

### 【全労働秋田支部】

- 1 新型コロナウイルス感染症について  
職場における感染防止対策を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急の業務についての十分な体制整備を図っていただきたい。
- 2 賃金・諸手当について  
精緻な官民給与水準の把握に努め、労働の実態に相応しい水準に改善していただきたい。
- 3 労働行政の拡充について  
行政運営に必要な定員を確保し、労働行政の役割に相応しい体制を確立願いたい。
- 4 超過勤務の削減について  
超過勤務削減の有効な対策を講じるとともに、勤務時間は客観的な記録に基づき正確に把握し、過労死ラインを越えるような超過勤務をさせないようにしていただきたい。
- 5 赴任旅費について  
移転料の新たな支給方法について周知を徹底するとともに、事務処理手続きを簡素化していただきたい。

### 【当局】

- 1 新型コロナウイルス感染症について  
感染防止のための資材等は直ちに対応したい。緊急業務には組織を挙げて対応するとともに、業務や人員の増加によるスペースの不足については、プレハブ設置のほか、本省への要求を続けながら既存スペースの有効活用を検討してまいりたい。
- 2 賃金・諸手当について  
職員やその家族の生活を支え、労働条件の基本となるものであることから、労働の実態に相応しい水準となるよう関係機関へ要望してまいりたい。
- 3 労働行政の拡充について  
現在の体制では、労働行政に求められる役割を果たしていけるとは言い難く、関係機

関へ働きかけてまいりたい。

4 超過勤務の削減について

業務運営の工夫等で減らせる超過勤務は縮減していくものの、業務上必要やむを得ない超過勤務については、適正な超過勤務手当支払いのため勤務時間管理の徹底を指示しているところである。

5 赴任旅費について

支給方法の変更により混乱が生じ、今年4月の異動に係る赴任旅費は支給が遅れたことをお詫びする。職員に負担をかけないように早期の支給に努めてまいりたい。